

医療保険だより

国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療制度は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者に納めていただく保険税(料)により運営する医療制度です。

国民健康保険

【令和7年度の変更点】

・医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を次の表のとおり改正します。

(改正箇所は、網掛け部分です。)

・法定軽減対象世帯の所得基準を拡大します。

(軽減にかかる所得基準は後期高齢者医療制度と同じであるため、後期高齢者医療制度の表を参照してください。)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40～64歳)
所得割※	7.14%	2.72%	2.48%
均等割(1人あたり)	31,000円	12,700円	12,700円
平等割(1世帯あたり)	22,000円	7,800円	7,000円
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円

※所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除額(最大43万円)を引いた額に税率をかけて算出します。

後期高齢者医療制度

【令和7年度の変更点】

・均等割額の軽減対象世帯の所得基準を拡大します。

軽減割合	世帯の合計所得金額(改正前)	世帯の合計所得金額(改正後)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	左記と変更なし
5割軽減	43万円+(29.5万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(54.5万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(56万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※保険税(料)額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

※給与所得者等とは、給与所得(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)を有する者をいいます。

※65歳以上の人の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※被保険者数には、同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方を人数に含めます。(国民健康保険のみ)

○後期高齢者医療制度の保険料率等は次の表のとおりです。(昨年度からの変更はありません。)

	令和6・7年度
所得割率	11.13%
均等割(1人あたり)	53,438円
賦課限度額	80万円



資格確認書・資格情報のお知らせの発送について

○国民健康保険加入者の人

Ⅰ. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されている方

7月下旬、「資格情報のお知らせ」を世帯主宛てに簡易書留郵便でお送りします。資格情報のお知らせとは、健康保険情報を確認するための書面です。医療機関等を受診される際は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を提示することで受診できますが、何らかの事情によりマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と一緒に資格情報のお知らせをご提示ください。資格情報のお知らせだけでは医療機関等を受診することができません。

なお、70歳未満で、すでに資格情報のお知らせをお持ちの人にはお送りしませんので、引き続きお使いください。

Ⅱ. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方

7月下旬、「資格確認書」を世帯主宛てに簡易書留郵便でお送りします。医療機関等を受診される際は、資格確認書をご提示ください。

※郵便局での保管期間を超えた郵送物は市役所に返還されます。

※期限の切れた資格確認書類は、個人情報が入り込まないように注意し裁断する等、確実に破棄してください。

○後期高齢者医療制度加入者の人

マイナンバーカードの健康保険証利用登録に関係なく、新しい資格確認書（青色・有効期間：令和7年8月1日～令和8年7月31日）を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。郵便局での保管期間を超えた資格確認書は、市役所に返還されます。現在の被保険者証、資格確認書（若草色）の有効期限は令和7年7月31日です。期限の切れた資格確認書類は、個人情報が入り込まないように注意し裁断する等、確実に破棄してください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

限度額適用認定制度

医療機関等が医療費を請求する際（食事代・差額ベット代等は除きます）、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。高額療養費は、自己負担額を医療機関等に全額支払った後に申請しますが、この制度を利用することで、医療機関等の窓口での支払い額を自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。

標準負担額減額認定制度

入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人については申請により標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。また、過去12か月で91日以上入院になる場合はさらに減額されることがあります。（91日以上入院の場合は要申請）

★令和7年4月1日より標準負担額が改訂されました。

詳細は市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

<マイナ保険証を利用すると便利です>

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録すると、限度額適用認定証の交付を受けなくても限度額（住民税非課税世帯・低所得者区分Ⅰ・Ⅱの方は限度額・標準負担額減額）が適用されます。ただし、下記の人は適用されません。（国民健康保険のみ）

- ・70歳未満で国民健康保険税に滞納がある世帯
- ・世帯主および国保加入者に所得未申告者がいる世帯

現在の認定証の有効期限は令和7年7月31日までです。

国民健康保険と後期高齢者医療制度では認定証の更新の方法が異なりますので、詳細は市ホームページをご確認ください。



令和7年度の保険税（料）額をお知らせする通知を送ります

前年中の所得に基づき計算した保険税（料）額を、7月中旬にお送りします。

普通徴収（口座振替や納付書により納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7/31(木)	9/1(月)	9/30(火)	10/31(金)	12/1(月)	12/25(木)	R8 2/2(月)	R8 3/2(月)

国民健康保険

○納税義務者は世帯主

- ・世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者です。納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送ります。
- ・年金からの天引きとならない方は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

後期高齢者医療制度

- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

○口座振替による納付の注意

以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要です。

*特別徴収（年金からの天引きにより納付する方法）

	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

年金受給者は、原則として、保険税（料）を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収（口座振替や納付書による納付）です。

- ・年金受給額が、年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

国民健康保険は以下の場合でも普通徴収となります。

- ・同一世帯に、65歳未満の国民健康保険被保険者がいる場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合
- ・口座振替により保険税を納めている場合

※特別徴収の対象者は、申出により「普通徴収（口座振替）」で保険税（料）を納めることも可能です。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）で納めていた場合でも、手続き等により一定期間は「普通徴収（口座振替や納付書による納付方法）」で保険料を納めていただきます。

- 問** ・国民健康保険について…… 国保医療課 国保年金係（☎95-0123）
・後期高齢者医療制度について…… 国保医療課 医療係（☎95-0151）

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療の保険料と資格確認書等に関する電話窓口を開設しています。

*後期高齢者医療コールセンター（☎0570-011-558）

※コールセンターは、土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日は閉鎖します。ただし、7月12日（土）～8月31日（日）は、土・日曜日、祝日も開設します。

※利用には通話料がかかります。

